

# 指定障害児通所支援事業所の人員基準・設備基準

## 1 用語の定義

### (基準省令第2条, 解釈通知第二の2関係)

#### 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。以下同じ。)に達していることをいう。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所(多機能型)の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

※母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられているものについては、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

#### 「常勤換算」

事業所の従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の員数に換算することをいう。

※母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられているものについては30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

#### 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該支援以外の職務に従事しないこと。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間(サービス単位を設定する場合は、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

#### ★常勤・非常勤、専従・兼務の考え方

用語の定義及び勤務形態の例		専従(専ら従事する・専ら提供に当たる)	兼務
		当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職務に従事しないこと。	当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職務に従事すること
常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において就業規則等で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していること。	①常勤・専従 1日当たり8時間(週40時間) 事業所に勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	②常勤・兼務 1日当たり8時間(週40時間) 事業所に勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の職種の業務にも従事する場合
非常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において就業規則等で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していないこと。	③非常勤・専従 1日当たり4時間(週20時間) 勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	④非常勤・兼務 1日当たり4時間(週20時間) 勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の職種の業務にも従事する場合

※就業規則において、事業所における常勤職員の勤務時間が1日8時間(週40時間)と定められている事業所に従事する場合を例に挙げる。

## 2 児童発達支援事業

【支援の概要】日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練，その他必要な支援を行う。

【対象】療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児の障害児

### (1) 児童発達支援センター以外)

【利用定員基準】(基準省令第11条)

10人以上

【人員基準】(基準省令第5条第1項) (定員10名の場合)

職種名	必要員数	配置要件	
管理者	1人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務との兼務可)	
従業員	児童発達支援 管理責任者	1人以上	1人以上は専任かつ常勤 <u>(◆事業所で定める常勤者の労働時間を満たすもの)</u>
	児童指導員又は 保育士※1	あわせて 2人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上は常勤(◆)を配置すること</li> <li>・合計数：サービス提供時間を通じて、次の障害児の数に応じてそれぞれに定める数以上               <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児の数が10人まで 2人以上</li> <li>○10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</li> </ul> </li> <li>・サービス提供時間を通じて機能訓練担当職員，看護職員が児童発達支援の提供に当たる場合には当該職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</li> <li>・合計数の半数以上は「児童指導員」又は「保育士」の配置が必要</li> </ul>
	機能訓練担当 職員	1人以上	機能訓練を行う場合に配置が必要 機能訓練を行う日，サービス時間帯のみの配置で可。 ただし，利用児童に必要な機能訓練を提供することに支障のない程度に配置されていること。

※1 広島県では、基準人員となる児童指導員又は保育士が休暇を取得する場合等を考慮し、定員10名の場合、基準人員2名に加え、1名(常勤・非常勤を問わない)の児童指導員又は保育士の配置を求めています。

【設備基準】(基準省令第9条)

設備	設備要件
指導訓練室	<ul style="list-style-type: none"> <li>★面積基準の定めはないが、広島県としては、1人あたり3.0㎡以上 定員10人の場合30㎡以上を確保してください。</li> <li>★訓練に必要な機械器具等を備えること。</li> </ul>
支援の提供に必要な 設備及び備品等	明確な基準はないが、事務室，相談室，静養室，トイレ，手洗い設備，駐車場 (送迎又は保護者駐車用)の確保を求める。

**(2) 児童発達支援 (児童発達支援センター)****【人員基準】**

職種名	必要員数	配置要件等		
管理者	1人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの		
従業員※	児童発達支援管理責任者	1人以上	—	
	児童指導員及び保育士	それぞれ1人以上(★)	総数：★単位ごとに総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 (障害児の数が30人の場合：30÷4=7.5≒8名となり、それぞれ1人以上および併せて8人以上の配置が必要)	
	栄養士	1人以上	障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる	
	調理員	1人以上	調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる	
	嘱託医	1人以上	—	
	機能訓練担当職員	—	機能訓練を行う場合に配置 (必要に応じて配置)	
	主として難聴児を 通わせる場合	言語聴覚士	指定児童発達支援の単位ごとに4人以上	児童指導員及び保育士の総数に含めることができる
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に配置 (必要に応じて配置)	
		看護職員	医療的ケアを行う場合に配置 (必要に応じて配置)	
	主として重症心身障害児を 通わせる場合	看護職員	1人以上	児童指導員及び保育士の総数に含めることができる
機能訓練担当職員		1人以上		

※従業員(嘱託医を除く)は、専ら事業所の職務に従事する者(もしくは単位ごとに専従)であること(支援に支障がない場合は、栄養士、調理員は併設する他の社会福祉施設の職務に従事することが可能)

**【設備基準】**

設備	設備要件	
指導訓練室	1室あたり 定員はおおむね10人 障害児1人当たりの床面積2.47㎡以上 ※主として難聴児又は重症心身障害を通わせる場合は除く	
遊戯室	障害児1人当たりの床面積1.65㎡以上	主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる。 (支援に支障がない場合)
屋外遊技場	事業所付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む	
医務室・相談室	必要な設備です。	
調理室・トイレ	必要な設備です。	
静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合のみ	
聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合のみ	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等</li> <li>専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供すること(支援に支障がない場合は他の社会福祉施設と兼用可)</li> </ul>	

**(3) 主に重症心身障害児を通わせる場合**

【利用定員基準】(基準省令第 11 条)

5 人以上

【人員基準】(基準省令第 5 条第 4 項)

職種名		必要員数	配置要件
管理者		1 人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務との兼務可)
従業員	児童発達支援 管理責任者	1 人以上	児童発達支援管理責任者の職務の内容から、常勤である ことが望ましい。
	児童指導員又 は保育士	1 人以上	サービス提供時間を通じて、それぞれ 1 名以上の配置が 必要
	看護職員	1 人以上	
	嘱託医※	1 人以上	サービス提供時間中常に配置されている必要はなく、定 期的な往診でも対応可。もともと、重症心身障害児の様 子を把握し、緊急対応が必要な場合には嘱託医が速やか に対応できる態勢を整えておく必要がある。
	機能訓練担当 職員	1 人以上	機能訓練を行う日、時間帯のみの配置で可。ただし、利 用児童に必要な機能訓練を提供することに支障のない程 度に配置されていること。

※ 広島県では、基準人員となる職員が休暇を取得する場合等を考慮し、基準人員に加え、1 名(常勤・非常勤を問わない)の配置(基準人員が休暇取得の日に代替職員が出勤できる体制が整えられていれば可)を求めています。

## 【設備基準】(基準省令第 9 条)

設備	設備要件
指導訓練室	明確な面積基準はないが、重症児はベッドで寝て療育を受けることが多いため、ベッドを置いても十分に支援ができるスペースの確保を求める。 ・類似のサービスに介護保険法令に基づく療養通所介護事業所があり、その面積基準が 6.4 m <sup>2</sup> /1 人のため、広島県ではおおむね 6.4 m <sup>2</sup> /1 人を目安としている。 (※参考)「児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる場合の児童発達支援の事業等を介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱いについて」(厚労省事務連絡 H30. 3. 30)
支援の提供に必要な設備及び備品等	明確な基準はないが、事務室、相談室、静養室、トイレ(車いすに対応できるもの)、手洗い設備、駐車場(送迎又は保護者駐車用)の確保を求める。 また、事業所内通路も車椅子やベッドの移動が行える広さを確保すること。 ※静養室は、重症心身障害児の療育支援の性質上、指導訓練室が静養室を兼ねることができるため、必須ではない。

### ※嘱託医の条件

支援時間帯において常に障害児童に対し対応できる体制を整えておく必要があります。

①少なくとも月に1回以上の事業所の往診

②緊急対応が必要な場合に嘱託医が速やかに対応できること

- ・サービス提供時間中の電話相談
- ・通院した場合の診療
- ・遠方からでは緊急時に対応ができないため、事業所の近隣の医療機関の医師であること

③嘱託医の勤務する医療機関が休みの場合の対応先として、別に協力医療機関を定めておくことが望ましい。

## 3 医療型児童発達支援

【支援の概要】日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練，その他必要な支援を行う。

【対象】肢体不自由（上肢，下肢又は体幹の機能障害）があり，理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児

【人員基準】（基準省令第56条第1項）（定員10名の場合）

職種名		必要員数	配置要件
管理者		1人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）
従業員	診療所に必要とされる従業者		医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要される数
	児童発達支援管理責任者	1人以上	1人以上は専任かつ常勤（◆事業所で定める常勤者の労働時間を満たすもの）
	児童指導員	1人以上	
	理学療法士又は作業療法士	1人以上	
	看護職員	1人以上	
	機能訓練担当職員（言語訓練等を行う場合）	1人以上	必要となる数（指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には機能訓練担当職員を置かなければならない。）
保育士	1人以上	1人以上（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）	

※ 広島県では、基準人員となる職員が休暇を取得する場合等を考慮し、基準人員に加え、1名（常勤・非常勤を問わない）の配置（基準人員が休暇取得の日に代替職員が出勤できる体制が整えられていれば可）を求めています。

## 【設備基準】（基準省令第 58 条）

設備	設備要件
診療所	医療法に規定する診療所としての設備を有すること。
指導訓練室	★面積基準の定めはないが、広島県としては、1人あたり 3.0 m <sup>2</sup> 以上 定員 10 人の場合 30 m <sup>2</sup> 以上を確保してください。 ★訓練に必要な機械器具等を備えること。
屋外訓練場	必要です。
相談室及び調理室	必要です。
浴室及びトイレ	手すり等身体の機能の不自由を助ける設備が必要
支援の提供に必要な設備及び備品等	明確な基準はないが、事務室、静養室、手洗い設備、駐車場（送迎又は保護者専用）の確保を求める。 階段の傾斜は緩やかにする。

\* 診療所として必要な設備を除いて、併せて設置する社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

## 4 放課後等デイサービス

【支援の概要】授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

【対象】学校教育法第1条に規定にしている学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

【人員基準】（基準省令第66・67条）（定員10名の場合）

職種名	必要員数	配置要件	
管理者	1人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの （支障がない場合は他の職務との兼務可）	
児童発達支援 管理責任者	1人以上	1人以上は専任かつ常勤（◆事業所で定める常勤者の労働時間を満たすもの）	
従 業 員	児童指導員又は保育士※1	あわせて 2人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上は常勤（◆）を配置すること</li> <li>・合計数：サービス提供時間を通じて、次の障害児の数に応じてそれぞれに定める数以上               <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児の数が10人まで 2人以上</li> <li>○10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</li> </ul> </li> <li>・サービス提供時間を通じて機能訓練担当職員、看護職員が放課後等デイサービスの支援の提供に当たる場合には当該職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</li> <li>・合計数の半数以上は「児童指導員」又は「保育士」の配置が必要</li> </ul>
	機能訓練担当職員	1人以上	機能訓練を行う場合に配置が必要 機能訓練を行う日、サービス時間帯のみの配置で可。 ただし、利用児童に必要な機能訓練を提供することに支障のない程度に配置されていること。
	看護職員	1人以上	医療的ケアを行う場合に配置が必要 医療機関等の連携により、看護職員を当該児童発達支援事業所に訪問させ、医療ケアを行わせる場合は置かないことができる

※1 広島県では、基準人員となる児童指導員又は保育士が休暇を取得する場合等を考慮し、定員10名の場合、基準人員2名に加え、1名（常勤・非常勤を問わない）の児童指導員又は保育士の配置を求めています。

## 【設備基準】（基準省令第 68 条）

設備	設備要件
指導訓練室	★面積基準の定めはないが、広島県としては、1人あたり 3.0 m <sup>2</sup> 以上 定員 10 人の場合 30 m <sup>2</sup> 以上を確保してください。 ★訓練に必要な機械器具等を備えること。
支援の提供に必要な設備及び備品等	明確な基準はないが、事務室、相談室、静養室、トイレ、手洗い設備、駐車場（送迎又は保護者駐車用）の確保を求める。

## 5 居宅訪問型児童発達支援

【支援の概要】居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

【対象】重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児

\* 重度の障害の状態その他これに準ずる状態とは下記に記す。

- ①：人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
- ②：重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

## 【人員基準】（基準省令第 71 条第 7 項）

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの （下記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務との兼務可）
従業員	訪問支援員	・訪問支援を行うために必要な数 ・障害児について、介護、訓練等を行う業務その他の業務に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士等
	児童発達支援管理責任者	・1人以上（ <u>専ら当該事業所の職務に従事する者であること</u> ）

## 【設備基準】（基準省令第 58 条）

設備	設備要件
事務室	専用の事務室（他の事業と同一の事務室も可）
相談室	利用申し込みの受付、相談等に対応するスペースの確保
支援の提供に必要な設備及び備品等	明確な基準はないが、指定居宅訪問型児童発達支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備に配慮すること



**6 保育所等訪問支援**

【支援の概要】 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

【対象】 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設（放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設）に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

【定員】

【人員基準】（基準省令第 73 条，第 74 条）

職種名		必要員数	配置要件	
	管理者	1人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること	それぞれの職種を兼務することは可能だが、 <u>管理者・児童発達管理責任者・訪問支援員の全てを1人で兼務することはできない。</u>
従業員	児童発達支援管理責任者	1人以上	専ら当該事業所の職務に従事する者であること	
	訪問支援員	<u>事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</u>	障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する（※1）児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等で、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を持つ者	

【設備基準】（基準省令第 75 条，基準省令第 71 条の 10）

専用の事務室	専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合や、区分されていない場合でも、保育所等訪問支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。
受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切な専用のスペースを確保する必要があるが、業務に支障がない場合は他の事業所との兼用も可。
その他	指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品を確保すること（特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮すること）

※1については、新規採用等実務経験の全くない有資格者は、相当な経験を有するといえるようになるまで、他の相当の実務経験を有する職員と一緒に支援を行ってください。なお、相当の経験を有するとは、個々人の経験した業務内容等によって異なりますが、障害児支援の経験がおおむね 1 年以上ある場合には、相当な経験を有していると判断します。